

令和7年度 宇都宮市交通遺児奨学生募集要項

1 対 象 令和7年度中に下記の学校に入学を予定する者又は在学する者

学校教育法の規定に基づく、

高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程）、
専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）

※ 大学、大学院、短期大学には各専門職大学を含みます。

- 2 申請資格**
- ① 保護者が道路上における交通事故により死亡し、又は負傷したため著しい後遺障がいがある
って働けなくなった家庭の被扶養者であること。
 - ② 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること。
 - ③ 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税（市民税、固定資産税、都市計画税、
国民健康保険税、軽自動車税等）の滞納がない連帯保証人を1名選任できること。
- ※ 生活保護受給者の方が連帯保証人になることはできません。
- ※ 宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。

- 3 募集期間** 令和6年12月2日から令和8年1月30日まで
(なお、郵送による申請の場合は令和8年1月30日必着)
- ※ 年度途中の申請でも令和7年4月分からの貸付を受けることが可能です。

4 貸付額 (月額)	高等学校、高等専門学校 専修学校（高等課程） 中等教育学校（後期課程）	月額3万5千円以内で希望する額	※貸付額は1万円単位 で選択できます。 ※高校等は3万5千円 も選択可能
	大学、大学院、短期大学 専修学校（専門課程）	月額6万円以内で希望する額	

- 5 返 還** 最終学校を卒業した1年後（3月卒業の場合は翌年4月）から、当該奨学金の貸付を受けた期
間の5倍に相当する期間内に、月賦、半年賦又は年賦により口座振替で返還していただきます。
(例 令和11年3月に4年制大学を卒業する場合：令和12年4月から20年間)
- ※ 貸付を受けた奨学金を一定の額、遅滞なく返還した場合には、宇都宮市奨学金等貸付条
例に基づき、申請により残金が減免になります。

6 利 子 無利子

- 7 提出書類**
- ① 交通遺児奨学金貸付申請書（別記様式第1号の2）
 - ② 出身学校長又は在学学校長の推薦調書（別記様式第2号の2）
(新入生は出身学校、2年生以上は在学学校に記入を依頼してください。)
 - ③ 交通事故証明書
 - ④ 後遺障がいに関する証明願

8 申込先 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市教育委員会事務局教育企画課（市役所13階） TEL 028（632）2705

※ 申請書類の受付は、地区市民センター、出張所では行っておりませんので御注意ください。

- 9 選考方法** 推薦調書の内容を審査の上、申請のあった月の翌月を目途に選考結果を文書で通知します。
（採用になった場合は、合格通知書の写し（5月以降に申請する新入生及び2年生以上は在学証明書（原本）を提出）、奨学金借用証書兼誓約書、連帯保証人2名の市税完納証明書、印鑑登録証明書等の書類の提出が必要となります。）

（参考）宇都宮市教育委員会で扱うその他の貸付制度

交通遺児奨学金の他に入学一時金、返還免除型育英修学資金がございます。

	宇都宮市入学一時金	宇都宮市返還免除型育英修学資金
対象	令和7年4月に高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程）、専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）に入学予定の方の保護者	・令和7年4月に大学、大学院、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）に入学を予定する者 ・令和7年4月に大学2・3年生として在籍予定の者
募集期間	令和6年10月2日～令和7年3月14日	令和6年12月2日～令和7年2月28日
貸付額	高校等 私立 20万円以内で希望する額 ※国立・公立は貸付を行っていません 大学等 国公立 20万円以内で希望する額 私立 50万円以内で希望する額	月額（一律）20,000円

※本市の交通遺児奨学金と上記入学一時金、返還免除型育英修学資金を併用することが可能です。

※募集期間にご注意ください。